

政令第十三号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年二月一日とする。

理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。